

之于日給社員公務警備隊上之于世名ヲ選定本日、  
會見後直干ニ會社ヨリ總同盟本部迄(約百六十三メートル)  
勞働歌ヲ高唱ニ示威運動敢行、討伐アルヤ、模様ニ  
件日給社員石塚泰吉外二名職工(根崎太郎外二名)ヲ  
所轄笠三田警察署ニ召喚警告スルト共ニ警戒セルが  
午後二時會社側ト一會見ハ遂ニ不調ニ終り交涉委員  
三時後業員一同ニ顛末報告アリ、斯ク予予定、如ク  
合三時林分終同盟罷業ニ移ルト共ニ三ヶ月江不穩、  
行動ナク三田四國新ニ舊地總同盟本部ニ向ケ出發  
七月本日、會見顛末後報、予定

以上

(別記一號) 要求書

茲日給者一同(但組長組長技巡視ヲ除ク)左、各項ヲ決議  
云書狀ヲ以テ要求仕候

第一條 潤立支給セラル、本給ニ米價補給金及戰時  
年當金(九割ヲ加算シ之ヲ日給トシテ支給スルヲト)

第二條 前項要求ノ日給額ニ其三割ヲ加參シ之ヲ日  
給トシテ支給スルコト

第三條 規立、皆勤賞與、支給方法ヲ改メ毎期給料  
ニ改正日給、一日余ヲ支給スルコト

但ニ過剰早退ニ對スル計算法ハ現立施行、方法ハ従事、  
第四条 定務外熱務ニ對スル支給方法ハ第一条ニ準シ  
現立、率ニ適用スルコト

第五条 日曜日並ニ六休日前日、早退ニ對スル其日額